

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日: 2021年10月31日

NPO法人日本ブラインドサッカー協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・JBFA経営管理指標を定め、組織としてのKGIを定めている。また、経営管理指標に基づき、中期基本計画として目標を定めている。	・JBFA経営管理指標および中期基本計画
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・採用計画は法人全体として未策定であるが、事業単位で採用計画を定めている。 ・育成計画は基本的方針を定めているほか、人事評価制度を導入し、人材育成を中期的に計画する制度を策定している。	・育成基本計画 ・人事評価規程
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・財務の健全性確保に特化した計画は策定していない。他方、中期基本計画のなかで経済的指標を示し、財源の性質ごとの目標構成割合を示している。また、BS/PL/CFの月次決算を導入し、タイムリーかつ即時性の高い財務情報把握に務めている。	・JBFA経営管理指標および中期基本計画
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・外部理事の構成比率は75.0%(前回71.4%)となっている。 ・女性理事の構成比率は25.0%(前回14.3%)となっている。監事を含む役員女性の比率は30.0%となっている。 ・障がい者理事の構成比率は12.5%(前回14.3%)となっている。	・役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・NPOという法人格から、評議員会は設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・アスリート委員会の設置は決議済みであり、運用に向けた準備を進めている。	・アスリート委員会運営規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・理事会の人数について、議論が活発化できる範囲として定款で人数を5名以上12名以内と定義している ・役員に偏りがないう、指名報酬委員会を設け、多様な属性の構成となる仕組みを導入している ・前回公表時(2021年3月)より、外部理事、監事を各1名増員し、理事8名、監事2名の10名体制となっている。	・定款
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・役員等の任期に係る内規を設け、就任時の年齢に制限を常勤理事、非常勤理事でそれぞれ設けている	・役員等の任期に係る内規
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・役員等の任期に係る内規を設け、常勤役員、非常勤役員においてそれぞれ、再任回数および任期に上限を設けている	・役員等の任期に係る内規
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・役員選定にあたっては、指名報酬委員会を設け、役員候補者の選考の機能を果たしている。 ・理事の構成を同委員会が検討し、外部有識者を含めて配置できる体制を整えている。	

(様式5) スポーツ団体がバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・該当する規程として、就業規則、倫理コンプライアンス規程、懲罰規程、人事評価規程、誓約書のなかに法令遵守の観点が含まれている。	・就業規則 ・倫理コンプライアンス規程 ・懲罰規程 ・人事評価規程 ・誓約書
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・法令に定められた規程をはじめ、各種規程を整備している。	・JBFA規程一覧表
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・決裁権限を定めた決裁権限表を策定している。	・決裁権限表 ・印章取扱規程
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか	・役員等の報酬について定めた役員等の報酬等の規程を設けている。 ・また、独立した指名報酬委員会によって、役員等の報酬が定められる制度としている。 ・職員については、給与規程、人事評価規程を定めている。	・役員等の報酬等の規程 ・給与規程 ・人事評価規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・財産の管理を定めた規程は策定していないが、決裁権限にて財産の取扱いの権限を定めている。	・決裁権限表
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・経理規程を策定している。	・経理規程
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・日本代表に関する選手選考規程を策定している。	・選手選考規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・審判員規程を定めている。	・審判員規程
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・顧問弁護士を設置し、リーガルチェックから法律相談が可能な体制を整えている。 ・その他、税理士、社労士も顧問を設置し、弁護士についても日常的なサポートを得られる体制を整えている。	
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・コンプライアンス委員会を、倫理コンプライアンス委員会に定め、策定している。	・倫理コンプライアンス規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	自己チェック：A ・すべての属性ではないが、外部有識者を中心に組織し、専門性の確保を図っている。	・倫理コンプライアンス規程
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・従業員に対し、それぞれコンプライアンス研修を定期的に行っている。	・倫理コンプライアンス規程
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・対象となる選手、クラブチームに対し、コンプライアンス研修を年に一度以上実施している。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・審判講習会のなかに、コンプライアンス教育に該当する内容を盛り込んでいる。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・顧問弁護士、顧問会計士、顧問社労士を設置し、日常的に専門的サポートを得られる体制を築いている。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・経理規程を策定し、適切な会計処理の運用を行っている。	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・補助金、助成金のガイドラインを経理規程等の運用ルールに反映し、適切な処理を行っている。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・NPO法人法によって定められる事業報告書と貸借対照表を所管官庁に届け出、公表している	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・選手選考規程を公表している。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・ガバナンスコードの遵守状況を本自己説明様式にて公表している。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・利益相反マネジメントポリシーを定めているほか、倫理コンプライアンス規程で利益相反の発生リスクについて触れている。 ・利益相反の管理については、2021年4月以降取り組んでいく。	・利益相反マネジメントポリシー ・倫理コンプライアンス規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・利益相反マネジメントポリシーを定めている。	・利益相反マネジメントポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・団体独自の通報制度設置は体制上難しく、外部の通報制度を案内している。	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・団体独自の通報制度設置は体制上難しく、外部の通報制度を案内している	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	・懲罰規程を設置して定めている。 ・職員に関しては就業規則にて懲罰を定めている。	・懲罰規程 ・就業規則
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・懲罰規程のなかで、裁定委員会の設置について定め、事案発生時には外部有識者を中心に裁定委員会を立ち上げることとしている。	・懲罰規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・自動応諾条項を定めていない。サッカーというチームスポーツの競技特性を考慮し、他のサッカー団体との動向を注視しながら適宜見直しをしていく。	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・上記37項目に準じる。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・危機管理の際の対応について、発生事案の高いリスクに関して、対応ルールを定めている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・不祥事発生の際の対応について、断片的な対応ルールのみが定められている。他方、調査体制については、外部理事のほか、懲罰委員会で定める裁定委員会を運用する体制となっている。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・裁定委員会および不祥事発生時の調査を担当するものとして、外部理事、弁護士、外部有識者に依頼する体制を整えている。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・地方組織は公式に設置していない。 ・他方、クラブチームを中心とした登録制度を設けており、クラブチーム登録規程を設置している。	・クラブチーム登録規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・前項42の通り、クラブチームに対して施策を行っている。 ・年に3～5回程度、オンラインを含む集合形式の会議を開催し、情報の伝達を行っている	

